**様式第16**（第23条第３項関係）

| ※受理年月日 | |
|---|---|
| ※処理年月日 | |

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年　　月　　日

住所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名　　印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令第23条第３項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号

作成担当者連絡先

| | | |
|---|---|---|
| 特定排出者番号 | | |
| 特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号） | | |
| 特定荷主番号 | | |
| 特定輸送事業者指定番号 | | |
| （ふりがな）<br>事業者名 | | |
| （ふりがな）<br>所在地 | | 〒 |
| 担当者 | 部署 | |
| | （ふりがな）<br>氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

備考　１　※印を付した欄には記入しないこと。

２　宛先の欄には、国土交通大臣又は輸送事業者の主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長を記載すること。

３　特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

４　特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。

５　特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。

６　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

７　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告示

**○環境省・経済産業省告示第八号**

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、財務省、文部科学省令第二号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　月　義夫

第二第一項第二号中「もの」の下に「及び第三第三項の規定により排出量調整無効化をしたもの」を加える。

第二第二項第三号中「及び六ふっ化硫黄」を「、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素」に改める。

第三第二項の次に次の一項を加える。

３　前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第四号に定める移転をした量とみなす。

**附　則**

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の規定は、平成二十七年度以降において報告すべき調整後温室効果ガス排出量について適用する。ただし、第二第二項第三号の二十七年度において報告すべき調整後温室効果ガス排出量については、なお従前の例による。

３　平成二十七年度以降において報告すべき調整後温室効果ガス排出量については、平成二十八年度以降において報告すべき調整後温室効果ガス排出量について適用し、平成二十七年度における報告に係る第二第二項第三号のハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素の算定排出量算定期間又は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとあるのは、「算定排出量算定期間」とする。

# 公告

**諸　事　項**

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２７年（フ）第１６３号**

兵庫県加古川市平岡町中野249番地の１、従前の住所兵庫県加古郡播磨町西野添１丁目10番14号
債務者　山下　直通
１　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　文造
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第２０号**

宮崎県都城市都北町5676番地５
債務者　安樂　　守
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　太志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部